平成２２年（フ）第１８０号
千葉県松戸市六高台５丁目90番地　グリーンスポット五番館102号、住民票上の住所千葉県松戸市五香３丁目24番地の２
債務者　中西　　篤
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１９２号
千葉県松戸市二ツ木292番地　さくら館305号
債務者　和田　　進
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１９５号
千葉県松戸市栄町８丁目676番地の５ジュネパレス松戸第７―104号
債務者　大崎　光容
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１９６号
千葉県流山市南流山３丁目２番地の９　バディマンション南流山３―Ｅ
債務者　清田賀津登
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１９８号
千葉県流山市江戸川台東３丁目６番地の４　サン・コーポラス江戸川台４―204
債務者　二岡三千代
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４０号
群馬県桐生市広沢町２丁目3132番地　メイプルヒルズ201号
債務者　尾﨑　博文
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第８０８号
名古屋市港区稲永５丁目10番６―109号　西稲永荘
債務者　髙橋　　滋
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５９号
神戸市兵庫区鵯越町３番13号
債務者　池田　次孝
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９１号
神戸市須磨区車字霜ノ下1275番地の７タナカハイツ105号、従前の住所神戸市長田区林山町１番地の１
債務者　萩原加工所こと　萩原　正男
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３３号
神戸市長田区二番町２丁目１番地411号
債務者　原田　隆雄
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３３号
名古屋市港区新川町２丁目１番地の１　エスポア東海橋Ａ棟1510号
債務者　中村　美穂
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６３１号
名古屋市緑区神の倉２丁目271番地　ローズガーデンⅢ302号
債務者　今城　　智
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６５号
松江市古志原１丁目14番30号　コーポ飯島22号
債務者　福原　保一
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６６号
松江市古志原１丁目14番30号　コーポ飯島22号
債務者　福原　玄夫
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　松江地方裁判所民事部

免責許可決定

平成２１年（フ）第３７３８号
名古屋市中村区城主町２丁目25番地の１　山村建設
破産者　吉田　　明
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７５２号
名古屋市中川区宮脇町１丁目109番地の13
破産者　成松　孝志
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７５３号
名古屋市中川区宮脇町１丁目109番地の13
破産者　成松　悟子
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２号
名古屋市天白区高坂町93番地　高坂荘15棟504号
破産者　松尾　昭宏
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。　名古屋地方裁判所民事第２部